令和５年10月15日発行第562号　毎月１回15日発行　栃木県行政書士会会報誌

行政書士とちぎ

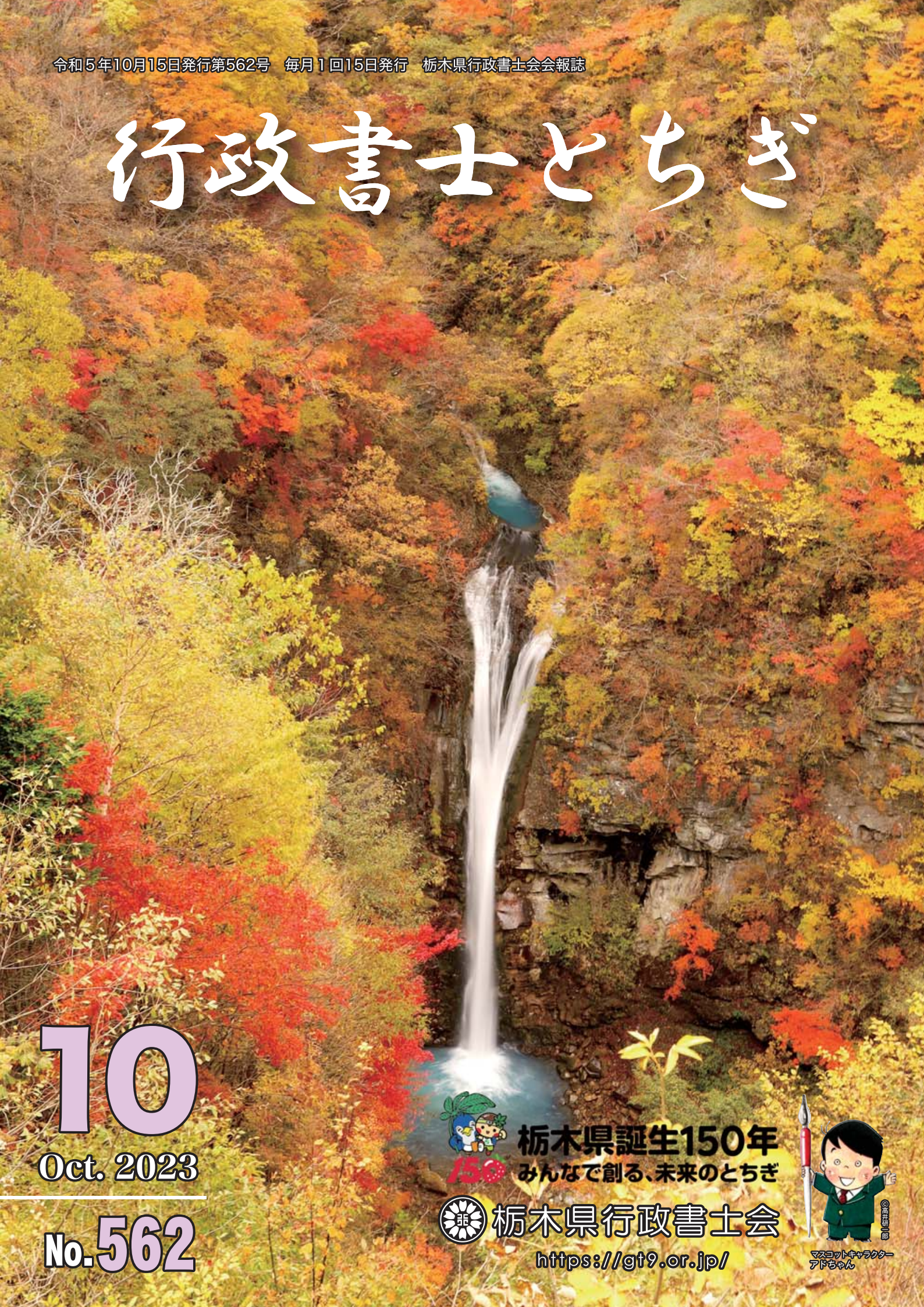

10
Oct. 2023
No.562

栃木県誕生150年
みんなで創る、未来のとちぎ

栃木県行政書士会
https://gt9.or.jp/

マスコットキャラクター
アドちゃん
©高井研一郎

栃木県行政書士会会報誌
行政書士
とちぎ
2023年
10月号
CONTENTS

1 目次
2 栃木県行政書士会の動き
2 ○一般貨物自動車運送事業研修会
3 ○会社設立基礎研修会
3 ○知事を囲む会
4 デジタルシフト入門
5 支部だより
7 栃木県行政書士会カレンダー（11月）
8 日行連だより
9 業務情報
10 おじゃましま～す！
11 支局かわら版（栃木）
12 研修会のお知らせ
17 申請取次行政書士の動向
18 会員の動き

No. 562

今月の表紙

錦秋の駒止（撮影地：那須町 平成の森）

石川　和子様

裏表紙写真

青木由紀子様　阿部康男様　古口利夫様　田崎静男様

写真提供　美録会（栃木県シルバー大学校中央校 写真クラブOB会）

貨物自動車運送事業研修会　第１回

９月１１日午後１時３０分より、栃木県行政書士会館２階において、当会の齋藤貴史会員を講師として第１回目の貨物自動車運送事業研修会を１３名の出席のもと開催しました。

研修会は

１　運送事業者と行政書士の関わり
２　許可、認可、届出申請に関する業務
３　変更届、報告に関する業務

について講義をされました

１の運送業者と行政書士の関わりでは、貨物運送事業を経営するには貨物運送事業経営許可が必要になります。

受注した許可申請をスムーズに進めるためにも、相談の段階から良好な人間関係を築き事業者から信頼を得られるようにしましょう。

２の許可、認可及び届出等の申請業務についてですが、これが行政書士の腕の見せ所です。許可申請から営業開始まで平均で１０ヶ月位要することを事業主さんに理解してもらうことも必要です。

そして許可には、一般貨物自動車運送事業経営許可と特定貨物自動車運送事業経営許可の２種類があります。

許可申請を行うにあたって必ず必要になるものが事業計画です。この事業計画には、

・主たる事務所の名称及び位置
・営業所の名称及び位置
・自動車車庫の位置及び収容能力

等を記載することになります。

そしてこの事業計画を変更するために必要になるのが、認可、届出となります。

事業計画の変更に伴う、認可、届出の業務が正に行政書士と貨物自動車運送事業との最初の接点となることが、過去の事例からも多く見られます。従って、事業主から営業所の移転、車庫の増設、営業車両の増車及び減車等の相談がありましたら、貨物自動車運送事業に関わる絶好の機会ですので是非、受注し一般貨物自動車運送事業業務の第１歩を踏み出してください。

今回の研修会は、例年になく受講者数が多く、活発な質疑も交わされ盛況のうちに終了となりました。

受講されました皆様のご活躍を心よりご祈念いたします。

（運輸交通風営部　相山有美）

「職務上請求書」購入時、「日行連一般倫理研修の修了証」の添付が必要です!!

(1)事務局へ以下の書類等を持参（または郵送）

①購入申込書（R5/9/1 より新様式）
②誓約書
③使用済み職務上請求書綴り
④日行連一般倫理研修修了証の写し

★詳しい説明・書式は、当会の会員専用ＨＰ「各種申請様式」に掲載してあります。
★日行連一般倫理研修は、日行連中央研修所研修サイトからオンライン受講できます。

(2)事務局は書類等にもれが無いことを確認し、預かり、保管
・使用済み職務上請求書綴りに不備（未記入等）がある場合はお預かりできません。

(3)毎月２１日以降に職務上請求書管理委員会を開催し、払出しの可否の判断
・払出しの可否の判断が難しい場合、文書や面談で業務の確認を行うことがあります。

(4)毎月２０日までの購入申込みに対し、翌月１日に新しい職務上請求書の発送（または窓口）

購入申込一式を事務局において保管	委員会を開催、全数確認

▲毎月２１日　▲当月２０日　▲翌月１日払出し

会社設立基礎研修会

９月２６日（火）１３時３０分から、栃木県行政書士会館２階会議室において、第１回中小企業支援部主催の研修会が開催されました。講師は、中小企業支援部副部長の金田修治会員が担当し、「会社設立」についての基礎を２１名の参加者と学び合いました。

「法人の種類」から始まり、「株式会社設立スケジュール」「依頼者へのヒアリング」などの説明がありました。定款作成のためのヒアリングの中で特に重要なのは資本金の額で、貸借対照表（Ｂ／Ｓ）がどうなっているかも確認する必要があるとのことです。

続いて、「定款の作成」についての詳細な説明がありました。具体例を交えての分かりやすい話で、より深く理解できました。その後、「定款の認証」「認証後の手続き」の説明が続きました。

最後に、「株式会社と他法人との違い」についての説明がありました。いずれも、「株式会社ＡＢＣ定款」の具体例をもとに説明があったので、とても分かりやすかったと感じました。

今回の研修会の参加者は、開業３年未満の会員が半数以上で会社設立に携わったことのない方が多かったので、今後この業務をする上で大変参考になったのではないかと思います。

（中小企業支援部　桐生雅弘）

知事を囲む会

９月１日（金）１８時から、栃木県庁１５階にある展望レストラン「ダイニング十五家」において、栃木県行政書士会、栃木県行政書士政治連盟の共催で「福田富一知事を囲む会」が開催されました。

安野光宣行政書士会会長、手塚理恵政治連盟会長挨拶の後、議員連盟幹事の細野大樹小山市議会議員の乾杯で４年ぶりの知事を囲む会が始まりました。

その後、福田知事からご挨拶を頂きました。最近の栃木県にまつわる話題についてユーモアと栃木弁を交えながら話される姿は福田知事のお人柄を表していて、魅力的だなと毎回思います。

特に、６月に日光市で開催されたＧ７男女共同参画・女性活躍担当大臣会合については、準備段階の話や会場となったホテルを視察した時の豪華さなどの裏話をしてくださいました。

ご挨拶のあと、歓談となり、４年前までの開催時と同じように福田知事はそれぞれのテーブルを回られ、旧知の会員との雑談、新入会員へのエール、役員との真面目な話など、コロナ禍の空白を埋め尽くすかのようにたくさんたくさん歓談することができました。

予定の２０時を越え、２０時２５分に名残惜しい空気の中、大橋副会長の中締めでお開きとなりました。公務で大変お忙しい中、お時間を作って頂きました福田知事に改めてお礼申し上げます。

デジタルシフト入門

デジタルシフト推進委員会

第１３回　コンビニで印刷

事務所では、Ａ４サイズまでのプリンターを使用しています。Ａ３用紙の印刷が必要な時は、コンビニを活用しています。コンビニのマルチコピー機は、ネット印刷に対応しており、便利です。

今回は、出先の緊急に印刷したいときにも便利な､コンビニで文書を印刷する方法を紹介します。

必要なアプリは、コンビニによって違います。

セブンイレブンでは､「netprint」或いは「かんたん netprint」を利用します。ローソン・ファミリーマートでは､「printsmash」を使います。これは、それぞれマルチコピー機メーカが違うことによります。

セブンイレブンで印刷する

予め､スマートフォンに「netprint」或いは「かんたん netprint」をインストールします。２つのの違いは、ユーザ登録の有無と印刷可能期間の違いとなります｡印刷方法､印刷可能な文書の種類、印刷費用などは変わりません。

印刷できる文書は、ワード文書（2007 年以降の拡張子が docx のもの。ダウンロードしたワード申請書の拡張子を確認する必要がある)､エクセル文書、ＰＤＦ文書等に対応しています。印刷できるファイルサイズは１０ＭＢまでです。大きな画像を何枚も含むような文書は別として、通常私たちが取り扱う文書であれば問題ないサイズです。

ただし、フォントには注意が必要です。外国語などで特殊なフォントを使うワード文書の場合、印刷する文字が対応していない場合があります。この場合、予め文書をＰＤＦ文書にしておけば印刷が可能です。

印刷するファイルは、スマートフォンに入れておく必要がありますが、クラウドストレージに入れておけば、いざという時に利用できます。

印刷手順は、

１．アプリから印刷したいファイルを登録
２．プリント予約番号（或いはＱＲコード）を取得
３．セブンイレブンで印刷

となります。

印刷費用は、Ａ３、Ａ４とも白黒２０円／枚、カラー１００円／枚です。ＵＳＢ等を利用する場合の２倍となります。

Ｗｉｎｄｏｗｓのパソコンでも、ブラウザを使い「netprint」サイトにアクセスすることで利用できます。ログイン以降の作業方法は、先に書いてある方法と同じです。

コンビニで、ＳＤカードやＵＳＢメモリに保存してある画像ファイル（写真）が印刷できることは、以前より知られていたかと思います。同じように、文書をＳＤカードやＵＳＢメモリに保存することで、それを持ってコンビニで印刷することも可能です。この方法ですと、ネットを介して印刷するより料金が安くなるメリットがあります。但し、印刷できる文書は、ＰＤＦファイルに限定され、ワードファイルやエクセルファイル等は印刷できません。ひと手間かけて、ＰＤＦファイルに変換しておかなくてはなりません。

ローソン・ファミリーマートで印刷する

こちらも予めスマートフォンにアプリをインストールしますが、インストールするアプリは、「printsmash」になります。

作業手順、費用は、セブンイレブンと変わりません。こちらも、Ｗｉｎｄｏｗｓのパソコンからブラウザでアクセスできるサイトが準備されています。ブラウザから「ネットワークプリントサービス」で検索し、アクセスしてください。

コンビニのマルチコピー機は安心安全

一般のマルチコピー機は、機械内に一定期間データが残ったままになります。このデータを盗用する映画を見た記憶があります。

一方、コンビニのマルチコピー機の場合は短時間で削除されるように設計された特別仕様となっています。また文書を指定する時にパスワードも設定できるため、安心して利用できます。

（デジタルシフト推進委員会　室賀芳明）

支部だより

【宇都宮】

宇都宮資産税税務研修会開催

８月２９日（火）午後１時３０分より宅建協会３階会議室において、宇都宮税務署審理専門官金山裕道様を講師に迎え、「令和５年度宇都宮資産税税務研修会」が開催されました。

宅建協会及び行政書士会併せて約６０名の参加となりました。

今回の研修会では令和６年１月１日に施行される、「相続税や贈与税の税制改正」及び「被相続人の居住用財産に係る譲渡所得の控除の特例」を中心としてお話しいただきました。

特に譲渡所得の特別控除については、これまで売主の修繕費用等（建物の耐震リフォーム、もしくは除却）のみが特別控除の対象となっていたところ、一定の条件のもと買主等が修繕等を行った場合でも特別控除の対象となるなどのご説明をしていただきました。

現在相続に関しては、不在地主や空き家対策など、社会的問題にまで発展しております。そのため、相続に関連する法制度や税務などについても幅広い知識は必要となりますので、これからも研修等に参加し、研鑽に努めたいと思います。

（支局長　前澤秀樹）

【塩　那】

塩那支部役員会

９月１６日（土）午前１０時３０分より、塩那支部の第２回役員会がさくら市氏家駅前「さくらテラス」多目的室にて開催されました。

今回は１５名の役員の参加のもと、①行政書士制度広報月間・ポスター配布　②支部無料相談会　③支部研修旅行　④市民公開講座の仔細について各々協議をいたしました。

特に、②支部無料相談会については、１０月・１１月に各市町のイベントが多く集中しており、１０月２１日（土）１０：００～１４：００さくら市「ゆめ！さくら博」場所：さくら市氏家体育館をスタートに、那須烏山市・塩谷町・矢板市・那珂川町と順次それぞれの日時で開催されます。各開催地においては担当役員の割振りや税理士を兼業する会員の協力も大きいと思います。

③支部研修旅行については、日程や行き先も決まり、会員同士の交流の機会として大切な日となるでしょう。

④市民公開講座については、令和６年２月に高根沢町の元気あっぷ村にて遺言・相続・終活をテーマに開催されることになりました。

１０月は行政書士制度の広報月間として、行政書士制度の普及浸透を目的とし、全国一斉に広報、監察活動を行います。そのようなことも踏まえて、活動の一つ一つはとても大切な機会であると感じています。

（支局長　永井裕子）

【小　山】

小山支部理事会

９月２０日（水）午後２時００分より、小山市ゆめまちにて、令和５年度第２回理事会が開催されました。参加人数は理事、県役員等含めて１２人でした。

議題は主に５つ取り上げ、以下の内容が協議されました。

① ９月２１日（木）に秋の交通安全市民総ぐるみ運動が開催されます。
② １０月１日に法の日無料相談がゆめまちにて開催されます。広報内容等について協議されました。
③ 実務研修会と忘年会が１２月８日開催予定であると研修委員会から提案がありました。
④ 行政書士広報月間について、啓蒙活動や頒布活動について協議されました。
⑤ 県主催の親睦旅行（１１月末に計画中）について支部からの補助について協議されました。

終始穏やかに協議が進められて午後３時に終了いたしました。

（支局長　野村泰紀）

【小　山】

秋の交通安全市民総ぐるみ運動

９月２１日（木）午前７時３０分より、小山市羽川交差点にて、秋の交通安全市民総ぐるみ運動に行政書士会小山支部で参加いたしました。小山支部では恒例の行事ですが、今回は１０名が参加しました。

曇っていて雨が降りそうな天候でしたが、交通安全活動後のゴミ拾いの時間まではなんとか降り出すことはありませんでした。

最後に記念撮影を行い午前８時頃無事終了いたしました。

挨拶のときの警察官のお話し等を聞き、私自身も車に乗る機会は多いので、運転には十分に気を付けていかなければならないと感じました。

（支局長　野村泰紀）

栃木会会員専用ページに掲載されている各手続きの書式について（ご案内）

栃木県行政書士会　会員専用ページにログイン後、最初に表示されるページの「各種申請様式」から、下記の手続きの説明と書式がダウンロードできます。

- 補助者に関する申請（設置、廃止等）
- 職務上請求書の購入
- 行政書士登録の変更申請（住所、事務所等）
- 行政書士登録の抹消・廃業
- 申請取次行政書士の申出
- 証明書等の交付（会員証明書、職印証明書等）
- 会員証等の再交付（会員証、行政書士証票等）
- ホームページ・会員名簿掲載 取扱業務申込書

栃木県行政書士会カレンダー（１１月）

日		予　　定	時　　間	主　　催
1	水	登録説明会	10:00～11:00	総務部
		市民相談会(於:足利市役所１階市民相談室)	13:00～16:00	足利支部
2	木	総務部会	13:30～16:30	総務部
8	水	ＴＩＡ（栃木県国際交流協会）相談会	10:00～12:00	国際部
		申請取次新規受付	13:30～16:30	申取管理委員会
		外国人在留資格無料相談 (於:足利市生涯学習センター２階マナヴィの部屋)	13:00～16:00	足利支部
9	木	広報部会	13:30～	広報部
13	月	行政書士無料相談 （於:宇都宮市役所２階市民相談コーナー）	10:00～15:00	宇都宮支部
14	火	自動車登録研修会兼丁種封印事前研修会	10:00～15:00	運輸交通風営部
15	水	ＫＩＦＡ（鹿沼市国際交流協会）相談会	10:00～12:00	国際部
		国際業務研修会（入管業務の基礎）	13:30～	国際部
		行政書士専門相談（於:小山市役所新庁舎２階相談室） （予約問い合わせ:小山市生活安心課 0285-22-9282）	10:00～12:00	小山支部
16	木	封印報告書確認	13:30～15:00	封印管理委員会
17	金	ＣＡＤ研修会	13:30～16:00	土地利用開発部
		行政書士による相談（於：佐野市役所）（於：田沼中央公民館）（於：葛生地区公民館） （問い合わせ:佐野市市民生活課 0283-20-3014）	13:30～16:00	佐野支部
		行政書士無料相談（於:栃木市役所本庁舎２階市民相談室）	14:00～16:00	栃木支部
18	土	行政書士無料相談 （於:ＪＡしおのや矢板支店　矢板ＪＡまつり）	9:00～15:00	塩那支部
20	月	シリーズ「相続」研修会　第３回	13:30～16:10	市民法務部
21	火	登録説明会	10:00～11:00	総務部
22	水	倉庫業研修会	13:30～15:30	運輸交通風営部
		行政書士専門相談（於:小山市役所新庁舎２階相談室） （予約問い合わせ:小山市生活安心課 0285-22-9282）	10:00～12:00	小山支部
		行政書士専門相談 （於:野木町老人福祉センター「ホープ館」相談室） （予約問い合わせ:野木町社会福祉協議会　0280-57-3100）	10:00～12:00	小山支部
		行政書士無料相談（於:壬生町役場１階１０２会議室） （予約問い合わせ:壬生町生活環境課くらし安心係 0282-81-1826）	14:00～16:00	栃木支部
26	日	市民プラザ無料相談会 （於:うつのみや表参道スクエア５階市民プラザ）	13:00～16:00	宇都宮支部
28	火	制度推進部会	10:00～12:00	制度推進部
		職務上請求書管理委員会	13:30～16:30	総務部
30	木	産業廃棄物収集運搬業 特別研修会 （於：栃木県教育会館　５階　小ホール）	9:30～17:00	建設環境部

日行連だより

日行連から届いた文書の内、会員の皆様に役立つ文書の表題等を掲載いたします。文書の写し等（要実費）必要な方は事務局までご一報ください。

日行連№	文書の表題
649	日行連ホームページ及び会員サイト「連ｃｏｎ」のリニューアルについて
655	「規制改革・行政改革ホットライン（縦割り１１０番）」募集のお知らせについて
662	令和５年度「女性に対する暴力をなくす運動」に対する協力について
674	農地法施行規則第３条等の一部改正による申請書様式の変更について
677	医療法人に関する情報の調査及び分析等について
699	行政書士実態調査へのご協力について（依頼）
700	紙の自動車保管場所証明書を用いたＯＳＳ申請について（周知）
755	行政書士試験の施行に関する定めの一部改正について

日行連の一般倫理研修が全会員に「義務化」されました

〇現在会員の方は、令和6年3月31日までに修了する必要があります。
〇日行連中央研修所研修サイトより、オンラインで受講できます。
研修サイトを初めてご利用の方は、下記の要領でIDとパスワードを申し込んでください。
（連 con とは別のIDとパスワードになります。）

1. 日行連のホームページにアクセスし、「研修サイト」のバナーをクリックします。
（9/25 日行連のホームページがリニューアルされました。）

2.「ID・パスワード申込」から、必要事項を入力して申し込んでください。

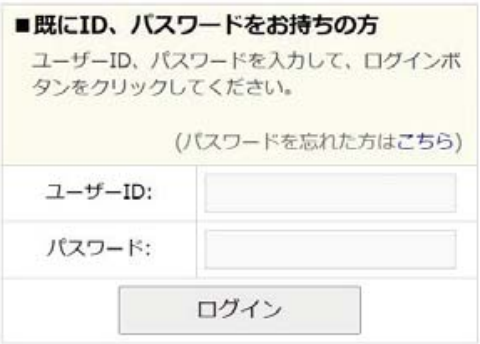

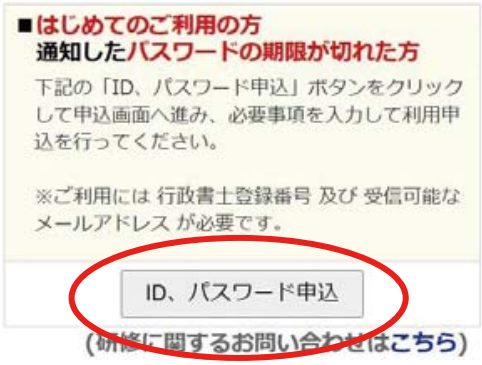

農地法施行規則第３条等の一部改正による申請書様式の変更について
～日行連より～

標記の件について、日行連より周知依頼がありました。
農地法施行規則の一部改正につきましては、令和５年９月１日から施行されております。
改正の主たる内容は、農地法第３条申請の所有者移転の場合において、譲受人の国籍を記載することと併せて農地法第３条の３の届出（相続等による権利等の移転等）についても同様となっております。
また、本改正に合わせ、農地法関係事務処理要領に規定する「農地法第３条許可申請書（個人、各種法人）」、「農地の相続等による権利移動の届出書」、「農地所有適格法人報告書」の様式（農地法関係事務処理要領）が一部変更されております。

詳細については農林水産省のホームページをご確認ください。

［農林水産省ＨＰ］農地法等の三段表・農地制度関係通知
ホーム ＞ 経営 ＞ 農地制度 ＞ 農地法等の三段表・農地制度関係通知
https://www.maff.go.jp/j/keiei/koukai/nouchi_seido/nouchi_sandan.html

紙の自動車保管場所証明書を用いたＯＳＳ申請について
～日行連より～

標記の件について、日行連より周知依頼がありました。
詳細については、当会ＨＰ会員専用「業務情報」に掲載されている下記の資料をご確認ください。

【日行連発第 700】紙の自動車保管場所証明書を用いた OSS 申請について.pdf
自動車局事務連絡.pdf

保管場所標章の郵送交付に係る通達について
～日行連より～

標記の件について、日行連より周知依頼がありました。
詳細については、当会ＨＰ会員専用「業務情報」に掲載されている下記の資料をご確認ください。

【日行連発第 781 号】保管場所標章の郵送交付に係る通達について.pdf
別添　警察庁通達文.pdf

会員事務所訪問コーナー　おじゃましま～す！

今月は矢板市に事務所を構える石下行政書士事務所にお伺いしました。

氏　　名　石下　辰博
事務所名称　石下行政書士事務所
所　在　地　矢板市本町５番７号
入　会　日　令和２年６月１日

○行政書士になろうと思ったきっかけを教えてください。

私は、定年退職を迎えてから第二、第三の職場を終了し、これまで心待ちにしていた、山や川に通い自然に親しむ日々の暮らしと気の合う仲間とのゴルフなど、味わったことのない毎日が自由で充実した生活を約１年間ちょっと過ごしました。

そんな中、行政書士である義兄が病で他界し、姉だけが行政書士を続ける事態になってしまいました。姉から義兄の生前中に今後の事務所運営について、死後は私に依頼するようにとか・・・

そのため、姉の手助けをする意味で矢板市に事務所を開設しました。現在、宇都宮から、事務所まで毎日通うまったく別な生活となってしまいました。

私の先輩方々が一般論として、「何事にも興味を持つ、毎日行く所がある。人との交わりがある。」は、妙薬で老いにならないと言っていました。手助けから行政書士としての人助けになりました。これまで培った経験を生かし地域において行政書士の業務を通じて貢献できればと考えるようになりました。

○現在はどのような業務をされていますか？

事務所を開設して日も浅いですが、主な業務は、車庫証明申請矢板センターとして、義兄の業務を継承しています。コロナ禍を経て、国においても車庫証明申請矢板センターとして、義兄の業務を継承しています。コロナ禍を経て、国においても急速にデジタル化が進み、これからの時代はパソコンやスマホを使ったネットワーク社会の中で、建設業の許可などの許認可申請やワンストップサービスが進んでいます。その大きなうねりの中でも建設業をはじめとする紙申請の手続きや遺言・相続のサポートについて困っている方々からの依頼があります。

○業務を進めるうえで大切にしていることはありますか？

行政書士として当然のことですが、相談者と真摯に向き合い、要望の内容を詳細に尋ね、その解決に向けて当事務所に依頼して良かったと思われるような業務遂行に心がけています。

○趣味や休日の過ごし方は？

私の家族は妻と２人暮らしですが、妻は、孫娘が小学校に入学するまで娘の所で家事や育児の手伝いをしています。なので、土曜日までは、食事をはじめとして掃除、洗濯など、日常生活の全てにおいて私自身がこなす多忙な日となっています。男女平等の時代ですので当たり前のことですが妻には早く家へ戻って家事を分担して欲しいと願っています。今は、毎週、日曜日のゴルフプレーが唯一の気分転換となっております。

○最後になりますが、人生の目標やこれからの抱負などありましたらお願いします。

世の中が目まぐるしく動いている中で行政書士の業務も新たなチャレンジが必要な時代となっています。的確に助言できる頼れる街の法律家を引き続き目指します。

（支局長　永井裕子）

支局かわら版

桜峠から馬不入山（ウマイラズヤマ）山頂への山歩きコース

栃木支部

秋に山歩き（プチ登山）はいかがでしょうか？

太平山にも山歩き、山登りのコースがありますが、今回は、清水寺に登り口のある桜峠から馬不入山の山頂までのコースをご紹介します。

往復約２時間のコースになります。

清水寺から少し歩いたところに登り口があります。早速、登ってみましょう。

階段になっているところと階段にはなっていないところがあります。結構、急な山道です。息が上がります。

この日は曇りで気温は、左程高いとは感じませんが、汗でびっしょりです。

まだまだ、山の木々の葉は青々としています。この日は山歩きに訪れる人は少なく、時折聞こえる鳥の声、そよそよと吹く風に揺れる葉擦れの音以外は聞こえません。

３０分から４０分ほど歩くと、桜峠が見えてきました。

桜峠に到着です。

ここで、一休みをして、ここから、馬不入山まで歩きます。写真の中央の奥が馬不入山に続く山道です。桜峠から馬不入山までは１．３ｋｍです。桜峠から馬不入山頂までは尾根伝いの道－縦走です。

この道も急な登りになっているところが何箇所かありました。木の根がまるで階段のようです。

４０分くらい歩きました。馬不入山頂です。

馬不入山の山頂ではさわやかな風が吹いていました。

（支局長　田中順子）

研修詳細

自動車登録研修会兼丁種封印事前研修会　運輸交通風営部・封印管理委員会　共催

○開催日時　令和５年１１月１４日（火）１０：００～１５：００
○開催場所　栃木県行政書士会館２階
○研修内容　午前中は登録に関する内容で、午後は封印に関する内容となります。
午前だけの受講、午後だけの受講でも問題ありませんが、新たに丁種会員となることを希望する方は必ず午前午後合わせて受講ください。
また、丁種会員希望の会員は１２月６日の出張封印（丁種封印指定）研修会受講も必須となります。
丁種会員希望者向けの効果測定は１２月６日の出張封印（丁種封印指定）研修会終了後に行ないます。
効果測定を受けるためには、この研修会と１２月６日の研修会の受講が必須です。
○講　　師　行政書士　飯塚　晃路
○対 象 者　会員
○定　　員　１５名　※受講者証を送付します。
○受 講 料　一律５００円（午前午後受講。午前だけ受講。午後だけ受講。）
○申込方法　ＦＡＸまたはメール（本会代表メールアドレス gyosei-totigi@mail.gt9.or.jp）
○申込締切　１１月６日（月）

※　丁種会員になるための要件

一　栃木県行政書士会 封印業務の受託に関する規則　第１０条に定める事前研修を修了すること。
二　本会が定める効果測定に合格すること。または本会封印管理委員会が自動車登録に関し３年以上の実務経験を有していると認めた場合。

※　本会では昼食は用意いたしませんので、各自ご用意ください。

研修詳細

出張封印（丁種封印指定）研修会　運輸交通風営部・封印管理委員会　共催

○開催日時　令和５年１２月６日（水）１４：００～１５：００
○開催場所　宇都宮市文化会館　３階　第１会議室
（宇都宮市明保野町７－６６）
○研修内容　この研修は出張封印に関する研修会ですが、丁種会員の指定研修も兼ねております。
「栃木県行政書士会 封印業務の受託に関する規則」に定められている丁種会員が受講しなくてはならない指定研修ですので、丁種会員は必ず受講下さい。
○講　　師　栃木運輸支局　担当者
○対 象 者　会員
○受 講 料　無料
○申込方法　ＦＡＸまたはメール（本会代表メールアドレス gyosei-totigi@mail.gt9.or.jp）
○申込締切　１１月２２日（水）

※　この研修会に関しては受講者証はお出ししません。

研修詳細

ＣＡＤ研修会

土地利用開発部　主催

○開催日時　令和５年１１月１７日（金）１３：３０～１６：００

○開催場所　栃木県行政書士会館２階

○研修内容

本研修会は一部、測量研修会と連動した内容になっていますが、土地関係以外の業務でも図面が必要な業務で活用できるソフトについて学びますので、この研修会のみの受講も歓迎します。

１．TS 通信・計算ソフト（会所有）を利用して、TS(測量器械)から PC にデータを取り込み、SIMA ファイルと JW ファイルを作成します。

２．TriPod で座標計算をして、JW ファイルを作成します。

３．Jw_cad の基本操作を学びます。
Jw_cad は図面作成のフリーソフトです。図面が必要な業務で活用することができます。

○講　　師　行政書士　稲葉昌俊

○対 象 者　会員、補助者

○定　　員　１０名　※受講者証を送付します。

○受 講 料　５００円

○申込方法　ＦＡＸまたはメール（本会代表メールアドレス gyosei-totigi@mail.gt9.or.jp）

○当日必要なもの

各自パソコンをご持参ください。（マウス必須。タッチパッドでは操作できません。）
また、パソコンは事前に下記２点の準備をお願いします。
ご自身でインストールや研修用データのダウンロードができない場合は、土地利用開発部が作業をお手伝いしますので、１３時までにお越し下さい。

１．「研修セット」をダウンロードする。

栃木県行政書士会の会員専用ページの事務連絡欄に、研修会当日に使用するソフトとデータを圧縮ファイルにして掲載してありますので、デスクトップにダウンロードし、解凍して下さい。

２．「研修セット」を開いて下記のソフトをインストールする。

インストール先はＣドライブにお願いします。画面案内に従って作業を進めますと、Ｃドライブにインストールされます。

⑴　jww711.exe を実行し Jw_cad をインストールする。
⑵　xrun_setup.exe を実行する。（TriPod を使用するためのデータセットです。）
⑶　TRIPOD.exe を実行し TriPod をインストールする。
⑷　Jw_cad と TriPod のショートカットをデスクトップに作成しておいてください。

上記⑴⑵はホームページ http://www.jwcad.net/download.htm
（※最新版の Version8.10b をダウンロードしないようにご注意ください。）
及び http://www.e-tripod.net/htm-dir/soft.html からもダウンロードできます。

○申込締切　１１月１０日（金）

研修詳細

シリーズ「相続」研修会　第３回

市民法務部　主催

市民法務部では、今年度も相続に関する研修を４回シリーズで企画いたしました。新入会員の方、相続業務をこれからやってみたいと思う方は、ぜひご参加ください。

シリーズ研修ではありますが、内容は各回独立していますので、受講したい内容のみの参加で問題ありません。

○開催日時　令和５年１１月２０日（月）１３：３０～１６：１０

○開催場所　栃木県行政書士会館２階からＺｏｏｍによる配信

○研修内容　遺産分割協議書の作成と遺言執行者の実務について

○講　　師　行政書士・司法書士　佐藤　実

○資　　料　申込者には、後日ダウンロード方法をＦＡＸまたはメールにてお知らせします。
会場受講者も、ご自身でご用意ください。会場では配布いたしません。

○対 象 者　会員、補助者（会場受講は一事務所に付きどちらか１名。）

○受 講 料　無料

○定　　員　会場受講者　１２名　　Ｚｏｏｍ受講者　８０名　　（基本先着）

○申込方法　会場受講

ＦＡＸまたはメール（本会代表メールアドレス gyosei-totigi@mail.gt9.or.jp）。
補助者が受講する場合、メールであっても必ず会員名と補助者名をご記入ください。
受講者証を送信します。

Ｚｏｏｍ受講

栃木県行政書士会ホームページの会員専用ページ「事務連絡」にある「相続研修会第３回申込について」からお申込み下さい。

○申込締切　１１月１２日（日）

研修詳細

倉庫業研修会

運輸交通風営部　主催

○開催日時　令和５年１１月２２日（水）１３：３０～１５：３０

○開催場所　栃木県行政書士会館２階

○研修内容　倉庫業に関する研修会です。

○講　　師　行政書士　小林　幸雄

○対 象 者　会員、補助者（多くの事務所の方が受講できるように、一事務所、会員１名もしくは補助者１名でお願いします。）

○定　　員　２０名　※受講者証を送付します。

○受 講 料　５００円

○申込方法　ＦＡＸまたはメール（本会代表メールアドレス gyosei-totigi@mail.gt9.or.jp）

○申込締切　１１月１３日（月）

研修詳細

Ｗｏｒｄ入門研修会～Ｗｏｒｄのお悩み解決します～①、②

デジタルシフト推進委員会　主催

今年度デジタルシフト推進委員会では、文書作成に使用されるＷｏｒｄソフトについて２回に分けて研修会を行います。

第１回目は、基本的な操作を学び、つまずきやすい操作方法を丁寧に説明いたします。第２回目は、文書を見栄えよく、早く作成する操作方法について説明します。受講したい回のみの参加でも問題ありません。Ｗｏｒｄを使用していても時間のかかる方法で作成している方、コマンドの操作を改めて学んでみたい方などは、是非お申込みください。

○開催日時　第１回：令和５年１２月５日（火）１３：３０～１６：００
　　第２回：令和６年１月１５日（月）１３：３０～１６：００

○開催場所　栃木県行政書士会館２階

○研修内容　第１回：業務によく使われる Word の基礎について学びます。
　　１．１　基本の設定
　　１．２　入力のいろいろ
　　１．３　コピーと貼り付け
　　１．４　演習（送り状を作成します）
　　１．５　質疑応答（Ｗｏｒｄで困っていること等について応えます）

　　第２回：実践に即した書類作成について学びます。
　　２．１　位置ぞろえと箇条書き
　　２．２　表の作成
　　２．３　申請書をダウンロードする
　　２．４　様式を理解して、自在に入力する
　　２．５　演習（申請書を作成します）
　　２．６　質疑応答

○講　　師　行政書士　室賀芳明

○対 象 者　会員

○定　　員　各回２４名（申し込み順）※受講者証を送付します。

○受 講 料　無料

○申込方法　ＦＡＸまたはメール（本会代表メールアドレス gyosei-totigi@mail.gt9.or.jp）

○申込締切　第１回：１１月３０日（木）
　　第２回：令和６年１月１０日（水）
　　※定員に達した場合はその時点で申込終了となります。

○そ の 他　各自、Ｗｏｒｄ２０１６以降のバージョンがインストールされているパソコンをご持参ください。
　　資料は後日、申込者にダウンロード方法をＦＡＸまたはメールでお知らせしますので、持参されるパソコンにダウンロードしておいてください。資料は会場で配布しませんので、紙で確認したい方はご自身で印刷してご持参ください。

研修詳細

風俗営業許可研修会

運輸交通風営部　主催

○開催日時　令和５年１２月１日（金）１３：３０～１５：３０
○開催場所　栃木県行政書士会館２階
○研修内容　風俗営業許可に関し、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の概要と現場調査からみる問題点についての講義を行なって頂きます。
○講　　師　栃木県警察本部　生活安全部生活環境課　担当者
○対 象 者　会員、補助者（多くの事務所の方が受講できるように、一事務所、会員１名もしくは補助者１名でお願いします。）
○定　　員　２０名（先着）※受講者証を送付します。
○受 講 料　無料
○申込方法　ＦＡＸまたはメール（本会代表メールアドレス gyosei-totigi@mail.gt9.or.jp）
○申込締切　１１月２０日（月）

募　集

研修会申込書

申込欄に〇を付けＦＡＸ願います。（ＦＡＸ：０２８－６３５－１４１０）

研　修　名				受講料	申込〆切	申込 会員	申込 補助者
11/14	自動車登録研修会兼 丁種封印事前研修会	両方に〇かどちらかに〇		５００円	11/6		
		午前					
		午後					
12/6	出張封印（丁種封印指定）研修会			無　料	11/22		
11/17	ＣＡＤ研修会			５００円	11/10		
11/20	シリーズ「相続」研修会　第３回			無　料	11/12		
				Zoom受講希望者は会員専用ページからお申込み下さい。			
11/22	倉庫業研修会			５００円	11/13		
12/1	風俗営業許可研修会			無　料	11/20		
12/5	Ｗｏｒｄ入門研修会①「よく使われるＷｏｒｄの基礎」			無　料	11/30		
1/15	Ｗｏｒｄ入門研修会②「実践に即した書類作成」			無　料	1/10		

支部名		会員氏名	
ＦＡＸ		補助者氏名	

栃木会の申請取次行政書士の動向

新規申出（９月）	０名
更新申出（９月）	５名
退会による減少（８月）	１名
有効期限切れによる減少（９月）	３名
申請取次行政書士（９月末現在）	１６０名

★申出の必要書類・費用等、詳細は「会のホームページ―【会員専用】ページ―各種申請様式―申請取次行政書士―申請取次行政書士の手続き（説明）」をご確認ください。

※新規申出（失効し、再取得される方も新規扱いです）は面談の上、受け付けますので予約制となります。（予約先：０２８－６３５－１４１１）
次回の予約締切日：１０月３１日（金）　受付日：１１月８日（水）時間は予約時に案内します。

※更新の書類締切は毎月１５日です。
（更新手続きは有効期限の２ヶ月半前から受付開始します。有効期限月のお手続きの場合、期限内に新たな証明書が届かないことがありますので、期限に余裕を持ってお手続きください。）

※令和５年度の日行連の申請取次関係研修会の日程表が公表されています。申出に関する特例措置等については、日行連ＨＰ会員向けサイト「連con」に掲載されております。

財務経理部から会費振替のお知らせ

１０月は会費納入月です。

口座振替の方は残高不足にご注意ください。

振替日は次のとおりです。

Ｔ－ＮＥＴ経由会員　１０月２７日（金）

経由しない会員　１０月２５日（水）

栃木県行政書士会員の動き

【入　会】　　（令和５年９月 30 日現在）

	支部・氏名	登録年月日 入会年月日	郵便番号	事務所名 所在地	電話	備考
	小　山 大槝　勇太	R5.9.15	329-0201	大橋勇太行政書士事務所 小山市大字粟宮 2366-1	070-9057-2366	
	宇都宮 小森　秀則	R5.9.15	321-3233	こもり行政書士事務所 宇都宮市上籠谷町 3572-7	028-670-6870	

【退　会】

支部	氏名	退会年月日	備考	支部	氏名	退会年月日	備考
鹿　沼	城守　澄子	R5.9.27	廃　業	栃　木	小守まさえ	R5.9.30	廃　業
栃　木	野原　　純	R5.9.29	廃　業	栃　木	知久　新一	R5.9.30	廃　業
那　須	君島　康則	R5.9.30	廃　業				

【変　更】

支部	氏名	変更事項	変更内容
宇都宮	田﨑　大輔	所在地	宇都宮市宿郷 2-10-9　タイムアップ 21　202 号

日本行政書士会連合会の定める領収証のインボイス対応について

現行の書式に下記のとおり対応してください。

詳細は、行政書士とちぎ９月号P.13～または、会員専用ＨＰの業務情報の「日本行政書士会連合会の定める領収証の基本様式に関する規則の一部改正について」(2023/08/23 掲載)をご覧ください。

日本行政書士会連合会の定める領収証の基本様式に関する規則　様式第１号

計	￥＊＊＊＊	
消費税	￥＊＊＊＊	**適用税率10%**
合　計	￥＊＊＊＊	

事務所所在地　東京都港区虎ノ門○○-○
事務所の名称
行政書士　○　○　○　○
登録番号　T○○○○○○○○○○○○○
職印

法人の書式　様式第２号についても同様に読み替えてください。

編集後記

ＳＮＳで、若者の文字表現には「句読点」を付けないのが今風らしい。理由はテンポよく会話を進めるため省いているそうだ。

そんなことから、広報誌担当の立場上「句読点」の無い文章が気になり調べてみた。

すると、古くから挨拶状や書簡では、相手を敬い親交を深める意味で「区切る」を嫌い句読点をつけないのが今に引き継がれている。

とは言え、行政書士を生業としている者としては、正確な表現をモットーに親しまれる紙面づくりに努めていきたい。

（広報部　村上和雄）

行政書士とちぎ　10月号　No.562

発行人　栃木県行政書士会　会長　安野光宣
〒320-0046　宇都宮市西一の沢町１番 22 号
電　話　028-635-1411（代）
ＦＡＸ　028-635-1410
ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ　gyosei-totigi@mail.gt9.or.jp
ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ　https://gt9.or.jp/
編　集　広報部
印刷所　有限会社　高久印刷

行政書士とちぎ 2023.10 令和5年10月15日発行 第562号

栃木県行政書士会 〒320-0046 宇都宮市西一の沢町1番22号 TEL028(635)1411(代)

とちぎの風景 秋 ～美録会～